

大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター運営委員会規則

平成30年8月1日
自機規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター規程（平成30年自機規程第118号。以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営委員会は、研究教育職員の人事等、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事又は副機構長
- 三 センター長
- 四 研究部門長
- 五 自然科学研究機構が設置する大学共同利用機関の長が推薦する研究教育職員及びセンター長が推薦するセンターの研究教育職員のうちから機構長が指名する者
- 六 自然科学研究機構の職員以外の学識経験者で機構長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。